

尾張旭市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和2年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

# 行政監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく監査（行政監査）

## 第2 監査のテーマ

補助金等交付事務について

## 第3 監査の目的

補助金は、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。

これら補助金については、行政需要の変化に対応して絶えず必要性の検証や見直しを行い、適正かつ公正に執行することが求められる。

そこで、補助金について、事務手続面に加え、適法性及び妥当性の観点から監査を実施することにより、今後の事務の適正化に資することを目的とする。

## 第4 監査の対象

平成30年度歳出決算に係る団体に対する補助金等（平成30年度主要施策成果報告書の補助金等交付実績明細表に記載されている団体に対する補助金等）で、令和元年度においても交付が予定されているもの。ただし、財政援助団体監査の対象になっている補助金（商工会補助金、商業団体等事業費補助金、社会福祉協議会事業費補助金、シルバー人材センター事業費補助金及び北原山土地区画整理組合補助金）、職員互助会助成金、公共下水道事業補助金及び交付額100万円未満の補助金等を除く。

## 第5 監査の期間

令和元年11月から令和2年3月まで

## 第6 監査の方法

平成30年度に支出された補助事業について、監査資料及び関係書類の提出を求め、書面による調査を行うとともに、必要に応じ職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

## 第7 監査の着眼点

監査の実施に当たり、次の事項を基本的な着眼点とした。

- 1 補助金交付要綱等は、適正に定められているか。
- 2 補助金交付事務手続は、適正に行われているか。
- 3 補助対象経費の算定は、適正に行われているか。
- 4 補助事業の実績の確認は、適切に行われているか。
- 5 補助事業の効果・成果の検証は、行われているか、また、必要な改善が行われているか。

## 第8 監査の概要

- 1 補助金等の交付状況

	所管部局	補助金等の名称	交付 件数	交付額(千円)
1	総務部	自主防災組織補助金	10	3,650
2	市民生活部	自治会助成金	66	7,692
3		コミュニティ活動推進補助金	9	14,344
4		防犯灯設置・器具取替補助金	202	9,735
5		防犯灯維持管理補助金	152	11,700
6		農業振興事業推進費補助金	1	4,380
7		市観光協会補助金	1	1,500
8	健康福祉部	障害者共同生活援助事業費補助金	10	2,538
9		地域医療連携推進事業補助金	1	1,434
10	こども子育て 部	民間保育所運営費補助金	3	20,890
11		産休等代替職員設置補助金	2	1,237
12		特別保育事業費等補助金	7	29,434
13		私立幼稚園就園奨励費補助金	28	131,436
14		私立幼稚園教育振興事業費補助金	4	1,177
15		放課後児童支援員等処遇改善等事業費補助金	7	11,462
16	教育委員会	体育協会活動費補助金	1	2,340
合 計			504	254,949

監査対象である補助金等の件数は、16件である。所管部局別では、「市民生活部」及び「こども子育て部」がそれぞれ6件、次いで「健康福祉部」が2件となっている。交付件数の合計は504件で、「防犯灯設置・器具取替補助金」が202件、次いで「防犯灯維持管理補助金」が152件となっている。交付額の合計は254,949千円で、「私立幼稚園就園奨励費補助金」が131,436千円、次いで「特別保育事業費等補助金」が29,434千円となっている。

## 2 国・県補助金等の有無について

区 分	件 数	構成比 (%)	交付額 (千円)	構成比 (%)
有り	7	43.8	198,174	77.7
無し	9	56.3	56,775	22.3
合 計	16	100.0	254,949	100.0

※比率は、小数点第2位で四捨五入しているため、端数整理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ。）。

国・県補助金等の有無については、「無し」が9件（56.3%）、「有り」が7件（43.8%）となっている。

### 3 補助金等の支払方法について

区 分	件 数	構成比 (%)	国・県補助金等有り	国・県補助金等無し
前金払	4	25.0	0	4
概算払	4	25.0	3	1
精算払	8	50.0	4	4
合 計	16	100.0	7	9

補助金等の支払方法については、「精算払」が8件(50.0%)、「前金払」及び「概算払」がそれぞれ4件(25.0%)となっている。支払方法を「前金払」とする補助金等は、いずれも国・県補助金等が「無し」で、前金払とする主な理由は、交付対象団体の資金が乏しいためである。

### 4 補助率について

区 分	件 数	構成比 (%)	国・県補助金等有り	国・県補助金等無し
100%	5	31.3	3	2
51%~99%	4	25.0	2	2
50%以内	7	43.8	2	5
合 計	16	100.0	7	9

補助率については、「50%以内」が7件(43.8%)、「100%」が5件(31.3%)、「51%~99%」が4件(25.0%)となっている。補助率が50%を超える補助金9件のうち、国・県補助金等が「有り」が5件、「無し」が4件となっている。尾張旭市補助金等交付基準(以下「補助金等交付基準」という。)では、補助率は、原則として補助対象経費の2分の1以内とすることとなっている。

### 5 繰越金の有無について

区 分	件 数	構成比 (%)	国・県補助金等無し	支払方法が前金払
有り	3	18.8	3	3
無し	13	81.3	6	1
合 計	16	100.0	9	4

繰越金の有無については、「無し」が13件(81.3%)、「有り」が3件(18.8%)となっている。繰越金が「有り」の補助金等は、いずれも国・県補助金等が「無し」で、支払方法は「前金払」となっている。

## 6 効果・成果の検証について

区 分	件 数	構成比 (%)	国・県補助金 等有り	国・県補助金 等無し
行っている	14	87.5	5	9
行っていない	2	12.5	2	0
合 計	16	100.0	7	9

効果・成果の検証については、「行っている」が14件(87.5%)、「行っていない」が2件(12.5%)となっている。効果・成果の検証を行っていない補助金等は、いずれも国・県補助金等が「有り」となっている。

## 7 補助対象経費、補助額の見直しの有無について (過去5年間)

区 分	件 数	構成比 (%)	国・県補助金 等有り	国・県補助金 等無し
有り	9	56.3	2	7
無し	7	43.8	5	2
合 計	16	100.0	7	9

補助対象経費、補助額の見直しの有無については、「有り」が9件(56.3%)、「無し」が7件(43.8%)となっている。見直しが「無し」の7件中、5件が国や県の実施に基づいて実施する事業であり、見直しが困難な一因と思われる。

## 8 補助対象経費、補助額の見直し方法について

区 分	件 数	構成比 (%)
市独自で対象経費や補助額の洗い直し	6	66.7
国や県からの通知等により改定	2	22.2
補助金等の見直し時期の設定	1	11.1
合 計	9	100.0

補助対象経費、補助額の見直し方法については、「市独自で対象経費や補助額の洗い直し」が6件(66.7%)、「国や県からの通知等により改定」が2件(22.2%)、「補助金等の見直し時期の設定」が1件(11.1%)となっている。

## 9 今後の方向性について

区 分	件 数	構成比 (%)	交付額 (千円)	構成比 (%)
継続	14	87.5	111,813	43.9
拡大	0	0.0	0	0.0
縮小	1	6.3	11,700	4.6
廃止	1	6.3	131,436	51.6
その他	0	0.0	0	0.0
合 計	16	100	254,949	100

今後の方向性については、「継続」が14件(87.5%)、「縮小」及び「廃止」がそれぞれ1件(6.3%)となっている。「縮小」とする理由は、当該事業に係る経費の縮小に伴うものである。「廃止」とする理由は、国・県補助金等事業の廃止に伴うものである。

### 第9 監査の結果

着眼点に基づき監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努められたい。

#### 1 指摘事項 (注意すべきもの)

- (1) 補助金等の交付申請において、補助対象団体から提出された補助金事業計画書が、補助金交付要綱と異なる様式を用いている例が見受けられた。補助金交付要綱の改正に伴い、様式が改正されたにもかかわらず旧様式を使用している場合があるので、補助金交付要綱等に基づく様式であるか確認する必要がある。
- (2) 補助金等の交付方法として、概算払により交付することの理由が明らかにされていない例が見受けられた。尾張旭市補助金等交付規則では、交付すべき補助金等の額の全部又は一部を概算払又は前金払の方法で交付することができるのは、「補助事業等の目的を達成するために市長が必要と認めたとき」に限られることから、概算払又は前金払とする場合には、その理由を明確にする必要がある。

#### 2 監査意見

団体に対する補助金等は、事業等の実施や団体の運営に対し、公益上、育成を必要と認める場合に交付するものである。補助金等交付事務に関しては、抜本的な見直しを行うため、平成18年に尾張旭市補助金等審査委員会が設置された。平成20年には補助金等交付基準が制定され、各団体の補助金交付要綱等の見直しが進められた。

補助金等交付基準の中で、特に市単独の補助金に対し、見直し時期を設けるように定められていることは評価できる。見直しの期間は、原則として3年以内とされているが、例えば3年の期間を設定した場合、期限到来直前に見直しを始めるので

はなく、必要に応じて随時見直すなど、補助金等交付事務に対し常に改善の意識を持って取り組んでいただきたい。

また、団体に対する補助金等は、団体の活動を支援するために支出するものであり、各団体に対しては公的活動に関わっているという自発的な意識を持ち続けてもらうような支援をしていただきたい。その中で、市が事業の実施主体となるべきと思われるものに対しては、委託料として実施する方法も検討されたい。